

国立大学法人秋田大学医員及び医員（研修医）就業規則（抄）

（職員就業規則等の準用）

第 43 条 職員就業規則第 31 条(誠実義務), 第 32 条(職務専念義務), 第 33 条(職務専念義務免除期間), 第 34 条(遵守事項), 第 34 条の 2(特定個人情報及び個人情報の保護), 第 35 条(職員の倫理), 第 36 条(セクシュアル・ハラスメントに関する措置), 第 36 条の 2(職員の責務), 第 38 条(知的所有権), 第 42 条(研修), 第 43 条(表彰), 第 44 条(懲戒), 第 45 条(懲戒の種類), 第 46 条(訓告等), 第 47 条(損害賠償), 第 48 条(安全・衛生管理), 第 49 条(出張), 第 50 条(旅費), 第 52 条(業務災害)及び第 53 条(通勤災害)の規定は, 非常勤医師について準用する。